

# 香川県報



第 58 号

平成 16 年

7月23日(金曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 規 則

●香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

(土木監理課)

一

### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知

(みどり保全課)

二

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

(健康福祉総務課)

三

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出

〃

〃

○道路の位置指定 (三件)

(建築課)

〃

## 規 則

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十二号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則(昭和三十九年香川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 契約担当者は、第二十条の二の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第一項の規定により公告するときは、同項各号に掲げる事項及び前項の規定により明らかにしておくべき事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る第二十条の三に規定する落札者決定基準についても、公告するものとする。

る。

第十条第二項中「第六条に規定する事項(同条第一項第一号に規定する事項を除く。)」を「第六条第一項各号(第一号を除く。)に掲げる事項及び同条第二項の規定により明らかにしておくべき事項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 契約担当者は、第二十条の二の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について前項の規定により通知するときは、同項の規定により通知すべき事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る第二十条の三に規定する落札者決定基準についても、通知するものとする。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(予定価格及び最低制限価格)」を付し、同条第三項中「による予定価格及び最低制限価格は、封書にして」を「により定められた予定価格又は最低制限価格を記載し、又は記録した書面は、その内容が認知できない方法により、開札の際に」に改め、同条に次の一項を加える。

4 契約担当者は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により定められた予定価格を入札前に公表することができる。この場合において、当該入札に係る予定価格を記載し、又は記録した書面については、前項の規定は、適用しない。

第十二条の見出しを削り、同条中「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「作成にあつて」を「決定に当たつて」に改める。

第二十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)」を付し、同条の次に次の三条を加える。

20 契約担当者は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から前二条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が県にとつて最も有利なものをもって入札した者を落札者とするることができる。

21 契約担当者は、前項の場合において、価格その他の条件が県にとつて最も有利なものをもって入札した者であつても、前条各号のいずれかに該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で価格その他の条件が県にとつて最も有利なものをもって入札した者を落札者とするることができる。

(落札者決定基準)

第二十条の三 契約担当者は、前条の規定により落札者を決定する競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第二十条の四 契約担当者は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、当該各号に掲げる事項に關し学識経験を有する者二人以上の意見を聴くものとする。

- 一 総合評価競争入札を行おうとする場合 総合評価競争入札によることの適否
- 二 総合評価競争入札において落札者を決定しようとする場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格その他の条件が県にとつて最も有利なもの決定
- 三 落札者決定基準を定めようとする場合 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定中同条に一項を加える部分は、平成十六年八月二日から施行する。

告 示

●香川県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
さぬき市大川町田面字森行・多和字兼割(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字兼割(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高松市亀水町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東かがわ市引田字与治山・松原字与治山・伊座字与治山・三豊郡大野原町大字五郷海老濟字萩ノ尾(以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
亀水町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東かがわ市引田字城山・高松市神在川窪町字新西(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

平成一六、六、三〇	金山眼科医院	さぬき市志度三六一番地一
平成一六、六、三〇	瀬戸調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五番丁五三番地一

●香川県告示第五百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第七号
- 二 指定 年月日 平成十六年七月九日
- 三 指定道路の位置 坂出市京町三丁目一三五八―一五及び一三五九―一九
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル  
延長 一八・八九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第八号
- 二 指定 年月日 平成十六年七月九日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡飯山町東坂元字明見一二八六一―二七
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル  
延長 五二・八七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百二十一号

香川県告示第五百十九号

- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに高松市産業部農林水産課、さぬき市産業経済部農林水産課、東かがわ市産業部経済課、大野原町経済課に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一六、七、一	医療法人社団優駿会 金山眼科医院	さぬき市志度三六一番地一
平成一六、七、一	瀬戸調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五番丁五三番地一

●香川県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、六、一八	片山医院	観音寺市観音寺町甲三〇九九

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 坂土指道 第九号
  - 二 指 定 年 月 日 平成十六年七月九日
  - 三 指 定 道 路 の 位 置 綾歌郡飯山町真時字中ノ町三〇五、三〇六及び三〇八―二
  - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・〇メートル、四・一二メートル  
延長 七四・八六メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。